

奈良県告示第四百五号

次に掲げる出納員の印は、令和四年三月三十一日限り廃止する。

- 一 昭和五十五年三月奈良県告示第七百九十二号で告示した奈良県立平城高等学校に勤務する出納員の印
- 二 昭和六十二年三月奈良県告示第八百号で告示した奈良県立登美ヶ丘高等学校に勤務する出納員の印

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾